

博士學位論文要約

論文題目： 遺言執行者制度の意義と展望

氏名： 小川 恵

要約：

本稿は、ドイツ法における遺言執行者の職務権限および義務を分析することにより、遺言執行者制度の意義ないし役割を明らかにし、翻ってわが国における遺言執行者制度の今後の展望について検討するものである。

わが国の民法は、遺言執行者制度につきごく簡潔に規定するにとどまり、遺言執行者の法的地位や職務の内容、さらに権利や義務の範囲等、法文上明らかでない部分が多々あった。こうした問題意識を背景に、2018年7月6日の法改正（以下「2018年相続法改正」）をもって、遺言執行者の法的地位が明示され、職務内容の一部が具体的に記述され、さらに権利義務の一部が明確に規定された。しかしながら、改正によって遺言執行者の職務や権限がすべて明らかにされたわけではなく、遺言執行者に関する改正は、従来の制度を基礎としつつ、これまでに顕在化してきた問題のいくつかを解決することが図られたに過ぎない。

2018年相続法改正では、対抗要件具備の権限や預貯金債権の払戻しの権限等が遺言執行者に付与され、遺言執行者は遺言内容を実現する者であると強調された。その改正の背景には、遺言執行者は遺言の内容を実現するための具体的な権限をもつべきとの考えがあるように思われる。学説でも、遺言執行者が事実行為を含む広範囲な事務を行うことが社会的に期待されているとして、遺言執行者の職務権限の拡大を志向する見解が近年見られるようになってきた。しかし、かりに職務権限を広く解するとしても、「遺言の内容を実現」する者としての遺言執行者にどのような職務権限をどこまで認めるかは慎重な検討を要する。とりわけ、わが国では遺言執行者に対する監視体制の希薄さが指摘されていることからすると、どこまでの職務権限を遺言執行者に委ねるかという問題とともに、その遺言執行者のコントロールをいかに図るかという問題が重要となろう。本稿は、以上のような問題意識の下で、遺言執行者に広範囲な職務権限を委ねるドイツ相続法を参照し、わが国への示唆を得ることを試みる。なお、本稿で対象とするのは、ドイツ相続法の中でも典型的な遺言執行型式である清算執行であり、かつ、遺言執行にもっとも深い関係性を有する遺言者、相続人、遺言執行者の三者にかかる問題を中心とした。なぜなら、遺言執行者の最も基礎的な職務権限を分析することで、遺言執行者制度の根本的な意義を問うことができると考えたからである。

第1章で上記のような論文全体の問題設定を行った上で、第2章は、わが国の遺言執行者制度の沿革をたどり、現在の議論状況を整理する。従来、わが国の遺言執行者制度は、その規定が概括的・包括的なものであることから、その具体的内容は解釈に委ねられてきた。とりわけ、遺言執行者の法的地位と権限の範囲をめぐる激しい見解の対立が見ら

れた。こうした論争の背景には、遺言執行者制度にどのような意義を認めるか、言い換えれば、遺言執行者にどのような役割を期待するかについての考え方の違いがある。こうした議論を前提にして行われた 2018 年相続法改正において、遺言執行者は遺言内容を実現する者であることが明示された。もっとも、その法的地位において何をすることができ、どのような義務を負い、受遺者や相続人といった利害関係人との関係性や利益調整をどのように整備するのか等、検討すべき課題も多く残されている。

第 3 章では、ドイツ法における遺言執行者制度の総論的な内容として、ドイツ法における遺言執行者制度の位置づけと規定内容について概観し、その特徴を明らかにする。ドイツでは、遺言執行者は、被相続人の意思に基づいて独立した地位の下で自らの名で職務を行う「私的な職務の担い手 (der Träger eines privaten Amtes)」であると考えられており、幅広い職務権限が認められている。このことは、フランス法およびイギリス法の遺言執行者制度に比しても、顕著な特徴といえる。こうした解釈の根拠には、ドイツ遺言執行者制度の形成過程において確立された 3 つの特徴である①被相続人による指名、②遺産に対する独自の管理権および処分権、③相続人から独立した地位の理念がある。これらの理念のもと、遺言執行者は広い権限と裁量を付与され、原則として他の利害関係人の介入を受けず、独立した地位にある者として執行を行うことが許されている。

続いて、ドイツにおける遺言執行者制度の運用につき、各論的な内容として職務権限 (第 4 章) および義務 (第 5 章) の解釈について取り上げる。具体的には、清算執行において遺言執行者が担う、遺言の解釈や遺贈の履行、遺産分割の実行および、遺産の管理の義務や情報提供義務について、それぞれ遺言執行者の位置づけや権利義務の限界につき、判例および学説の分析を通して明らかにする。

執行の前提として、改めて遺言執行者と相続人との関係性を確認しておく、遺言執行者は相続人から独立した地位にある。遺言執行者の選任は被相続人の意思を起点とするのであって、わが国のように相続人からの請求に基づいて遺言執行者を選任することは予定されていない。したがって、相続人が遺言執行の開始の決定に介入したり、相続人の意に沿うような執行を遺言執行者にさせたりすることは原則としてできないと解されており、その反面、遺言執行者は、その独立性に影響がない限りでのみ、相続人と取決めや合意をすることができると考えられている。

もっとも、実際の執行にあたって執行の基準となるのは、第一に被相続人の意思であり、遺言執行者はその意思に則して行動しなければならない。とりわけ、終意処分の効力や遺言執行の継続等、被相続人自身が決定し、責任を負うべき事項については、遺言執行者の裁量で決定することはできない。他方で被相続人の意思が明らかでない場合においては、遺言執行者が遺言内容を解釈する必要がある。このとき、遺言執行者には相当な注意をもって被相続人の意思を探ることが求められており、解釈を誤れば損害賠償責任を問われることもある。

また、遺言執行者は、被相続人の意思の実現に向け、受遺者に遺贈の目的物を移転したり、共同相続人間の遺産分割を計画し、実行したりといった幅広い職務を担い、そのための権限を有している。執行にあたっては、被相続人の意思を基礎とし、さらに被相続人の意思が欠けている場合はドイツ民法典 (BGB) の規定によって補完されるから、遺言執行

者自身の権限によって執行の態様を決定することができる余地は乏しいようにも思われる。しかし、相続人全員の意思が一致する場合には、それが被相続人の意思に反するときであっても、そうした相続人の意思を遺言執行に反映することができるとする裁判例が見られる。こうした運用のもとでは、誰に遺言執行を委ねるかが被相続人にとって重要な意味を持つことになるとともに、遺言執行者のコントロールをどのように図るかが課題となる。

そこで、遺言執行者の負う義務についての議論に目を向けると、BGBは、被相続人によっても免除されえない強行規定として遺言執行者の義務を設定し、そのコントロールを図っている。そうした義務としてとくに注目されるのは、遺産の管理における「通常の管理 (ordnungsmäßige Verwaltung)」の義務 (BGB2216条) と、相続人に対する情報提供義務 (BGB2218条) である。遺言執行者による遺産の管理行為は、それが客観的および経済的な観点から適正であることが求められており、これに反した場合には遺言執行者に対して損害賠償ないし解任が請求されることになる。さらに、判例は、遺言執行者の強い権限に対抗するために、相続人にも強力な情報請求権を認めようとする傾向にあり、これら管理の義務および情報提供義務によって遺言執行者を適切な執行へ導こうとしている。しかし、遺言執行者は私的に任命されて職務に就くにすぎず、後見人のように裁判所等による公的介入は想定されていない。それゆえ、遺言執行者のコントロールが現在の対応で十分であるかは疑問であって、さらに裁判所の監督に服させるべきとの指摘がみられる。

最後に、第6章では、以上に紹介した議論を基に、ドイツ法における遺言執行者制度の意義とその課題、ないし課題への対策について整理した上で、ドイツ法の状況をふまえ、改めてわが国での遺言執行者制度の在り方を探り、今後の展望について検討する。

ドイツにおける遺言執行者制度は、被相続人の意思の実現を目的として、被相続人が信頼する人物に広く執行態様の判断を委ねると同時に、遺言執行についての相続人の影響を極力排除するとの意図のもとに設計されており、そこに遺言執行者制度の本質的な役割ないし意義を見出すことができる。このように、遺言執行者に強力な職務権限を認め、かつ、僅かな制限のみを課すとの考え方は、ドイツ相続法の私的自治の考え方にも相応する。しかしドイツ法では、遺言執行者の裁量のもとで相続人の意思が優先的に執行に反映されることがある。こうした扱いについては、遺言執行者が被相続人の信頼を受けて指名されることから、かりに遺言執行者がその信頼に反して相続人の意思を優先させたとしても、その結果は被相続人が甘受すべきと考えられることもできる。遺言執行が、被相続人の意思の実現以外の要素として、相続人の利益にも配慮していることは看過できない。

こうしたドイツ法の状況をふまえ、わが国における遺言執行者制度の現状と展望を分析すると、わが国は、遺言執行者の指名を被相続人の意思にかからしめるのではなく、利害関係人からの請求に基づいて、家庭裁判所が遺言執行者を選任することができる。その場合の遺言執行者は、被相続人の信任を得ているわけではないから、被相続人が指名した遺言執行者とは区別して扱うことも検討されるべきであろう。また、遺言執行者に幅広い権限を付与することを指向するのであれば、より強固な遺言執行者のコントロールのために、善管注意義務を敷衍して遺言執行者の責任を明確化したり、公的な性格を有すると捉えた上で、裁判所による介入のシステムを整えることも、今後の制度の発展において一考に値するといえる。